令和2年度 旭川市農業委員会第1回総会 議事録

1 開催日 令和2年4月24日(金曜日)

2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時45分閉会

3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階6号室

4 出席委員 33名

清 1番・山口 喜松 2番・山田 孝 4番・鹿野 直子 6番・吉田 7番・柿木 和惠 9番・清水 利秋 10番・平 克洋 12番・笹田 文彦 13番・市田 敏行 14番・大西 秀雄 15番・松木 一幸 16番・中原 俊一 17番・請川 幹恭 18番・波能 隆 19番・山村 志保子 20番・幅崎 勝良 21番・宿谷 昌一 22番・加藤 孝志 23番・川上 和幸 24番・上島 由満 25番·安友 26番・石尾 卓也 27番・香川 三四郎 28番・宮嶋 進 睦子 31番・島山 守穂 32番・浅沼 博実 29番・滝川 岳雪 30番・一宮 敏昭 34番・佐藤 慎二 35番・髙倉 伸淳 36番・大橋 政美 33番・島田 正明

37番·鈴木 剛

5 欠席委員 4名

3番・北原 浩美 5番・田口 一昌 8番・橋本 幸博 11番・鷲尾 勲

6 会議出席 津 村 事 務 局 長 小 浜 事 務 局 次 長 橋 爪 事 務 局 副 主 幹事務局職員 秋 山 事 務 係 主 査 大 谷 農 地 係 長

7 傍 聴 人 なし

8 議 事 録 2 2番・加藤 孝志 2 3番・川上 和幸 署名委員

- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - (2) 議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
 - (3) 議案第3号 旭川市農業委員会活動要綱の策定について

- (4) 議案第4号 令和2年度旭川市農業委員会活動計画の策定について
- (5) 議案第5号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
- (6) 議案第6号 旭川市農業委員会総会規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 議案第7号 旭川市農業委員会部会規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 報告第1号 令和元年度旭川市農業委員会活動報告について
- (9) 報告第2号 令和2年度旭川市農業委員会予算について
- (10) 報告第3号 旭川市農業経営基盤強化促進事業利用権の設定等の促進に関する事業事務処理要領の 全部改正について

10 議事録本紙

○議 長 (浅 沼 博 実)

ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第1回総会を開会いたします。 会議の成立でありますが、現在の出席委員数は33名でありますので、総 会規則第8条の規定に基づきまして、本会は成立いたしております。

詳細につきましては、事務局から諸般の報告をお願いいたします。

○事務局(津村局長)

御報告申し上げます。

事務局。

本日の総会に、3番・北原委員、5番・田口委員、8番・橋本委員、11番・鷲尾委員、以上4名の方から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

○議 長(浅沼博実)

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

22番・加藤委員, 23番・川上委員の両委員を指名いたしますのでよろ しくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいりますが、御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。

それでは、審議に入ります。

新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、会議の時間を短縮するため、 日程第1議案第1号から日程第7議案第7号まで一括して上程いたします。 事務局から説明いたします。

○事務局(秋山主査)

事務局。

日程第1議案第1号から日程第7議案第7号までの7件について,一括して御説明いたします。

まず,議案第1号及び議案第2号につきましては,それぞれ別紙にございますとおり,農業委員会等に関する法律第37条の規定により,毎年度,農業委員会における事務の実施状況について,インターネットの利用その他適切な方法により,公表しなければならないとなっております。

このことから、本総会で農業委員会として決定をいただいた後に、ホーム ページで公表するものでございます。

数値等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案第3号「旭川市農業委員会活動要綱の策定」につきましては、 別紙にございますとおり、3年ごとに、今後3年間の活動の基本方針を定め ており、この活動要綱を基に、毎年の活動計画を策定し、これに基づいて農 業委員会が具体的な取組や活動を行っていくこととなります。

内容といたしましては、Ⅱの重点活動計画にありますとおり、1の「農地業務の適正な執行」、2の「農地利用の最適化の推進に向けた活動の強化」、

3の「地域農業振興対策と情報活動の推進」,以上3点を柱として設定し、 策定しようとするものでございます。

次に、議案第4号「令和2年度旭川市農業委員会活動計画の策定」につきましては、別紙にございますとおり、先ほど議案第3号で説明しました「旭川市農業委員会活動要綱」及び農業委員会等に関する法律第7条に基づいて定めております「旭川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、その具体的な年次計画として、独自で毎年度定めているものでございます。

各項目の内容につきましては、前年度の内容と大きく変更したところはご ざいませんので、個々の説明は省略させていただきます。

次に,議案第5号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないこと」について 御説明いたします。

これにつきましては、北海道農業会議から、「農地利用最適化推進委員を 委嘱するか否かの決定については、農業委員会が総会で決定する」ことが必 要との説明がありましたので、今回総会に議案を提出するものであります。

政令第7条第1項では、遊休農地の面積が農地面積の1%以下で、担い手への集積率が、農地面積の70%以上であることのいずれにも該当する市町村は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるとされております。

本市の場合,遊休農地の面積は農地面積の0.27%。また,担い手への集積率は農地面積の88.8%であり,政令の要件に該当することから,令和2年7月30日から令和5年7月29日までを任期とする旭川市農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて,総会で審議いただくものでございます。

次に、議案第6号及び議案第7号について御説明いたします。 それぞれ別紙の新旧対照表にございますとおり、

総会及び部会における会議に係る表現について改正しようとするもので、 議事参与の制限における「議事」については、報告議案は含んでおりません が、会議の議長における「議事」については、議長が総理するものとして、 報告議案も含めた総会及び部会の全体を指すものと解釈できることから、報 告議案について、議事参与の制限がかかるのかどうかが、明確ではないため、 議長が総理する「議事」を「会務」に改めて、議事参与の制限に係る「議事」 と明確に区別しようとするものです。

また,総会規則の議事参与の制限に農地所有適格法人に係る1項を加えて, 部会規則との統一性を図ろうとするものでございます。

説明については、以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、お願いいたします。

○議 長(浅 沼 博 実) ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございませんか。

○委員 (発言なし。)

〇議 長(浅沼博実) 議案第1号から議案第7号までにつきましては、これを農業委員会の決定 とすることでよろしいですか。

○委員 (「異議なし。」との声あり。)

○議 長(浅沼博実) 異議なしの声がございますので、そのように決定いたします。

○議 長(浅 沼 博 実) 続きまして、日程第8報告第1号から日程第10報告第3号までを一括で報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(秋山主査)

事務局。

日程第8報告第1号から日程第10報告第3号までの3件について一括して御説明いたします。

まず、報告第1号につきましては、令和元年度に策定した、年度活動計画に対しての活動報告で、農業委員会全体で共通の認識をもっていただくことを目的に作成しております。報告第1号別紙を御覧ください。

内容につきましては、実績に伴う数値等でございますので、説明は省略させていただきますが、一点だけ別紙の2ページ「4 担い手の確保・育成対策の推進」の(5)のその他に昨年度、女性農業委員が中心となって実施した「農業女子ファームミーティング」を実績として、新たに追加しております。

次に、報告第2号につきましては、別紙のとおり令和2年度の農業委員会 予算についてお示ししてございます。

歳入は、合計で前年度に比べ131万円増の2千209万9千円で、歳出は合計で前年度に比べ30万9千円増の3千768万4千円となっております。

なお、歳入と歳出の差額、1千558万5千円につきましては、市費で賄うこととなっております。

次に、報告第3号につきましては、農業委員会では、「あっせんによる所有権移転」のほか、大部分の「賃貸借契約」と「利用権移転」を農業経営基盤強化促進法に基づき、毎月の定例農地部会で農用地利用集積計画として決定しております。

この計画を作成するにあたっては、平成14年7月に制定した「旭川市農業経営基盤強化促進事業利用権の設定等の促進に関する事業事務処理要領」に基づいて事務処理を行っておりますが、強化法も何度か改正が行われ、事務処理環境も変わってきており、システムのデータ処理や航空写真などの精度が向上している中で、従来の事務処理を続けていくことは、業務の非効率化につながることから、業務の効率化を図るため、別紙にお示ししているとおり、旭川市農業委員会事務局規程第7条の市長部局の例により、事務局長専決で改正を行い、令和2年4月1日から施行いたしましたので、御報告いたします。

報告についての説明は,以上でございます

○議 長 (浅 沼 博 実)

ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございませんか。

○委 員

(「なし。」の声あり。)

○議 長 (浅 沼 博 実)

それでは、報告第1号から報告第3号までを終わります。

これをもちまして,令和2年度旭川市農業委員会第1回総会を閉会いたします。